

学校いじめ防止基本方針

三木市立吉川小学校

1 いじめの「定義」について（いじめ防止対策推進法2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

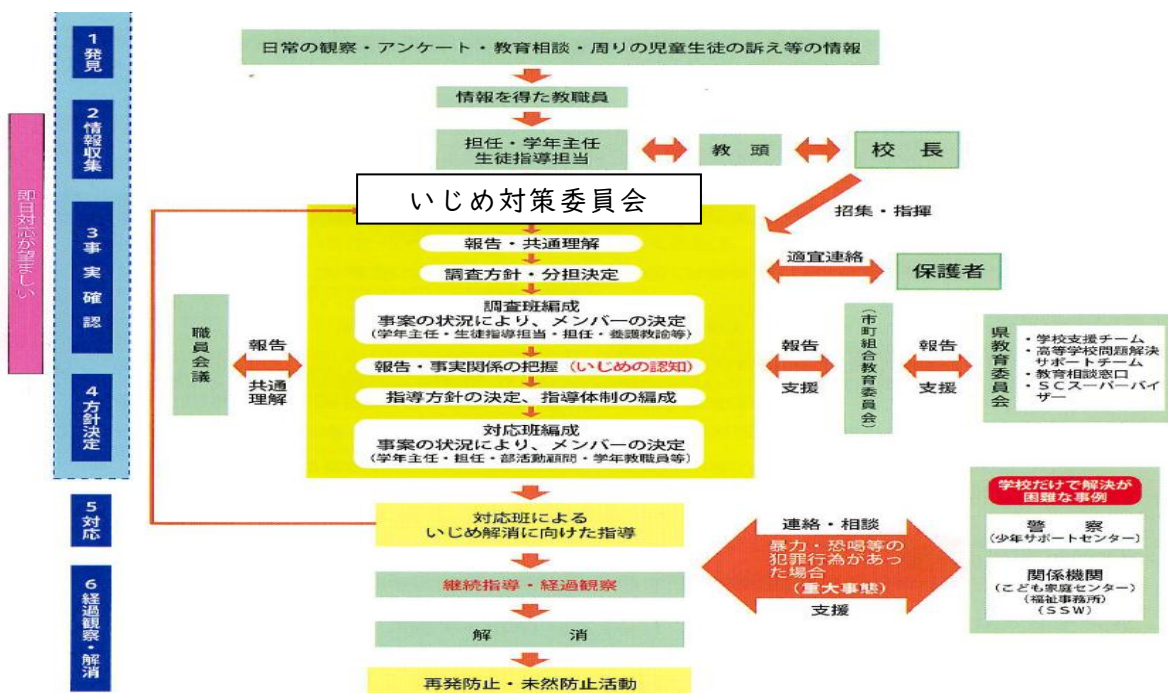
2 基本方針の策定について

本校は学校教育目標を「心豊かに たくましく 学びを深めあえる子の育成 ～ ふるさとを愛し 夢を育む学校づくり ～」とし、主体的・対話的な深い学びによって児童に確かな学力と多様な他者と協働できる力を付けていくことを目指している。児童一人一人の自尊感情や多様性を尊重する態度を身に付けさせるためには、良好な人間関係が必要であり、いじめはそのことを阻む極めて重要な要因になる。すべての児童が安心して元気に学校生活を保障するためにいじめの未然防止の取組、早期発見への手立て、万が一いじめがあった場合の早期対応方針及び指導体制を構築し、どんな小さいいじめも見逃さない、見過ごさない学校づくりをめざす「いじめ防止基本方針」を策定する。

3 いじめへの対応について

(1) 校内組織の設置

未然防止、早期発見・早期対応について、具体的に実施計画・実施体制を策定する。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職を含めた生活指導推進・いじめ対策委員会を中心に、「いじめ対策委員会」を設ける。校内相談窓口の整備・周知、情報収集と記録、迅速な対応、対策の検証・改善等に組織的に取り組む。また、学校評価を効果的に活用し、組織的対応の取組を評価することに努める。



(2) いじめの未然防止

「いじめは、どこの学校でも起こりうる」という認識のもと、いじめを許さない人権文化が育まれた学校をつくる。教育活動全体を通じて児童の豊かな心を育成するために、多くの教職員が関わる教科指導、全ての児童が参加・活躍できる授業づくり、生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権意識を高める人権教育、人間関係を構築する特別活動を充実させる。また、いじめに対して正しく理解し、互いに認め・支え・助け合う学級・学校づくりに努める。カウンセリングマインドを身につけ、教職員のいじめの認知や対応能力の向上に向けスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携していじめの未然防止を図る。

(3) いじめの早期発見

日頃より児童の様子を観察し、いじりやからかいも見過ごすことなく早期発見に努める。各学期に1回、いじめアンケート・担任による教育相談を実施し、児童の人間関係を把握したり悩みを聴いたりする機会を設ける。児童と教師との信頼関係を構築し、相談しやすい姿勢や体制づくりによる早期発見に努める。また、生活指導委員会、職員会議等で児童の様子について情報交換を密に行い、組織的な対応に努める。ネットいじめに対しては、学校外で行われ問題になることが多いため、児童の会話から情報を得るだけでなく、保護者や地域住民、警察と連携した対応をおこなう。教育センターやいじめ防止センターとも連携しながら早期発見についての方策について研鑽を積んでいく。

(4) いじめ事案への対応と組織について

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、教職員がひとりで抱え込まず、校長、教頭、生活指導担当者を中心にした「いじめ対策委員会」を召集し、児童への指導方策・情報収集や保護者への相談内容等を協議し、共通理解の下に対処する。また、職員会議にて指導方策や指導状況について共通理解を図り、学校全体で組織的な対応を行い、早期の解決にあたる。全ての事案について、教育委員会やいじめ防止センター、ネットいじめに対しては教育センターなどの専門的機関からの助言を頂き、適切に対処を図り解決にあたる

(5) 「ネットいじめ」への対応について

「ネットいじめ」を防止するために、ネットモラル教育や保護者啓発を行うとともに、発生事案の対応にあたり、インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等、適切な措置をとる。

特に、SNSやオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、児童生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたる。

(6) いじめの解消について

いじめ解消の状況とは、またどのように解消を確認するかについて以下の通りとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保す

る責任を有する。「学校いじめ対策組織」において、いじめが解消に至るまで支援を継続する。
・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 「いじめ重大事案」の定義について（いじめ防止対策推進法28条関係）

重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

- 一 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 二 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
（※相当の期間とは、年間30日が目安。ただし、一定期間、連続して欠席する場合には、目安に関わらず迅速に調査に着手）

5 「いじめ重大事案」への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合、またはそれらの可能性が考えられる場合は次の対処を行う。

- (1) 重大な事案が発生した、または発生が予想される旨を、三木市教育委員会及び三木市いじめ防止センターに速やかに報告する。
- (2) 速やかに「いじめ対策委員会」で協議・対応を開始する。
- (3) 上記委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (ア) いじめる側の生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合は、そのいじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認め、いじめられている側の生徒の保護の観点から、警察等の関係機関と相談して対応する。
- (イ) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。

- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議※1 生活指導・いじめ対策委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ対応マニュアルの確認 ◇年間計画	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画	児童の情報交換 学級懇談会
5	生活指導・いじめ対策委員会	人権ポスター・人権作文 ・人権標語の取組	児童の情報交換 生活アンケートの実施
6	生活指導・いじめ対策委員会 小中連携会議（小中一貫教育推進委員会）	人権週間 情報モラル教室	教育相談 児童の情報交換
7	生活指導・いじめ対策委員会	社会を明るくする運動の取組	児童の情報交換 個人懇談会
8	小中一貫教育合同職員研修	小中一貫教育合同研修	児童の情報交換
9	生活指導・いじめ対策委員会	生活チェックの取組	児童の情報交換
10	生活指導・いじめ対策委員会 小中連携会議（小中一貫教育推進委員会）		児童の情報交換 生活アンケートの実施 教育相談
11	生活指導・いじめ対策委員会 小中一貫教育合同研修	人権週間 親子人権学習	児童の情報交換
12	生活指導・いじめ対策委員会		児童の情報交換
1	生活指導・いじめ対策委員会	生活チェックの取組	児童の情報交換 生活アンケートの実施
2	生活指導・いじめ対策委員会 小中連携会議（小中一貫教育推進委員会） 小中連携職員研修		教育相談 児童の情報交換
3	生活指導・いじめ対策委員会 ◇本年度のまとめ ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	幼保小中連携引継ぎ	児童の情報交換

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示して全職員で共通理解を図る。

※上記の生活指導推進・いじめ対策委員会で、いじめ事案の有無について毎回協議する。

※プロジェクトチームのメンバーは、校長・教頭・生活指導担当者が相談して選出する。